	実施届出・石綿飛散防止万法等計画届出【チェックリスト】 : して情報公開の対象となります。 個人情報や著作権など情報公開に対し不都合な部分がある場合に	作用出席にお知るよください。
※周山書は11以入書と	0 石綿事前調査報告システムへの申請	元請け業者の義務
	1 特定粉じん排出等作業実施届出書(大気汚染防止法)	様式第3の5
<u> </u>	2 使用する集じん・排気装置の機種・型式・能力、設置数、換気計算結果(作業区画ごと)	(株式売3003
-		── 特定粉じん排出等作業の方法
-	3 L 使用するHEPAフィルタの種類と集じん効率、プレフィルタの交換予定頻度 4 L 使用する資材と種類、その他の特定粉じんの排出又は飛散抑制の方法	※詳細内容は別紙参照でも可能
正本・副本に必要	4 年 使用する資材と種類、その他の特定粉じんの排出又は飛散抑制の方法	
	5 石綿飛散防止方法等計画届出書(環境確保条例)	第35号様式
		※石綿除去面積が15㎡以上または作業する建築物の延べ床面積が500㎡以上の場合対象
	6 現地案内図	近隣との隣接状況
	7 敷地内配置図	敷地内の建築物(工事対象となる建築物、関係者事務所、休憩所、駐車場等)と作業エリアの配置図、廃石綿の一時保管場所、作業計画 書の保管場所、事前調査結果看板、周知看板の設置場所等
	8 除去等作業管理組織図	作業管理責任者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、廃石綿運搬業者、廃石綿最終処分業者、測定機関、測定士 ※ 定機関、測定士の記載は環境確保条例対象の場合
	9 緊急連絡体制	発注者、元請業者、下請け業者、労働基準監督署、江戸川区環境推進課、警察署、消防署、病院等
	10 建築物石綿含有建材事前調査結果の写し <u>※現場での備え置きが必要</u>	設計図書の写し、現場調査総括票の写し、現場写真、分析結果の写し(採取した石綿の位置、分析方法、石綿の種類、含有率等)等 ※分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)に依頼すること
	11 特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書及び廃石綿等処理計画書の写し	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係(03-5388-3589)に提出した書類 ※環境局の事務手続きに時間を要する場合があるため早急に対応すること
	12 工程表(工事スケジュール表) ※特定粉じん排出作業に係る工程表	資材搬入、掲示板等の設置、足場設置、隔離養生、除去作業、養生解体、最終清掃、廃石綿搬出等の予定 ※環境確保条例対象の場合、環境測定実施日も記載すること。養生検査立会日は確認すること
	13 作業計画書の写し ※現場での備え置きが必要	
	14	事前調査結果報告書の作成、発注者、下請けへの説明、作業計画書の作成、必要機材・資材の準備、掲示物の設置、環境測定(作業前)、作業前清掃、養生シート・セキュリティゾーン設置、環境測定(作業中)、負圧集じん機の設置・正常稼働確認(作業開始前)、石綿除作業、負圧集じん機の正常稼働確認(作業開始直後、作業中断後の再開直後、フィルタ交換時等)、有資格者による終了確認、最終清掃廃石綿搬出、環境測定(作業後)、作業記録、作業完了報告書の作成と保管、発注者へ報告
	15 上 作業区の平面図、断面図、立面図	石綿建材存在箇所、養生施工箇所、セキュリティルーム設置位置、負圧集じん機設置位置、排気口位置、廃石綿一時保管場所位置、容利 計算根拠寸法等
	16	床面(0.15mm以上2枚重ね)、壁面(0.08mm以上1枚重ね)、つなぎ目は30cm以上重ね合わせる等
	17 上 負圧集塵機の正常稼働確認の手順	作業開始前、作業開始直後、作業中断後の再開直後、フィルタ交換時等における正常稼働確認の手順
	18 上 作業場内の負圧確認手順	使用する機材、作業開始前、作業開始直後、作業中断後の再開直後、フィルタ交換時等における正常稼働確認の手順
	19 - 石綿除去作業の手順	使用する機材、資材、除去作業開始から作業終了確認までの手順
	20 掲示物の写し	事前調査結果、作業計画書、周知看板等 ※掲示する際は、A3以上のサイズにすること
	21 石綿繊維測定計画資料 ※環境確保条例対象の場合	測定箇所図、測定方法(アスベストモニタリングマニュアル等)、測定回数、使用機材等作業前・中・後の敷地境界4点の測定は必須。その他に作業中のセキュリティルーム入口・排気口の測定、廃石綿保管場所等の実施は要検討すること。 ※作業中測定は、作業区画ごとに作業開始日に行い、除去等作業開始日から6日を超えないごと(休工日も含む)に1回以上行うこと。 隔離養生を開始する日は、除去等作業開始日となる。
	22 負圧集塵機点検表の写し	未記入の写し
	23 工具(ケレン、スクレーパー、ディスクグラインダー等)	
	24 エアレススプレイヤ	
	25 真空掃除機	
	26 エアシャワー	
	27 負圧集塵機	
	28 HEPAフィルター	
	29 養生シート・接着テープ	
ľ	30 飛散抑制剤・飛散防止剤、固化剤	
	31 技術審査証明など認証工法の証明写し	BCJ-(The Building Center of Japan)規格などあれば
	32 石綿作業主任者技能講習終了証の写し ※養生検査時に本人を照合	または特定化学物質等作業主任者技能講習終了証
	33 建築物石綿含有建材調査者資格証の写し	一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿建材調査者、日本アスベスト調査診断協会登録者 ※令和5年10月から
正本・副本とは別	34 特別管理産業廃棄物管理責任者修了証の写し ※ 養生検査時に本人を確認	WIND TANK A
	34 付別官理座未廃業物官理員性有修了証の与し、 次長生検査時に本人を確認 35 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(都知事 廃石綿)	
参考に一部提出	33 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の与し(搬入先知事等 廃石綿)	理版を安託する場合 ※有効期限確認
	30 付別官理産業廃棄物収集運搬業許可証の与し(職人元和事等 廃石綿) 37 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(積替え先知事等 廃石綿)	連版を安託する場合 ※有効期限確認 途中、保管積替えをする場合 ※有効期限確認
内容確認後 副本と一緒に返却 _ - -	37 付別官理性未廃業物収集運搬未計り証の与し(損省え元知事等 廃石綿) 38 特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(処分先知事等 廃石綿)	
	38 行別官理座業廃業物処分業計可証の与し(処分光知事等 廃石締) 39 作業環境測定機関登録証の写し	
		環境確保条例対象の場合
	40 作業環境測定士登録証の写し	環境確保条例対象の場合
	41 石綿取扱作業従事者名簿 ※養生検査時に本人を確認	またはそれに代わるもの